

「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見募集の実施について」への意見一覧  
(標準的手法)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	標準的手法全般	エクスポージャーが複数の債務者の連帯債務となっており、かつ標準的手法における各債務者のリスク・ウェイトが異なる場合は、最も低いウェイトが適用されると考えてよいか。	御意見にある「連帯債務」が具体的にどのような契約であるのかが必ずしも明らかではないことから、御提案頂いた取扱い案の適否について一概に申し上げることは困難かと考えますが、御意見も踏まえ、「連帯債務」については、今後、解釈集等において明確化できないか検討致します。
2	標準的手法全般	標準的手法においては、信用リスクの計算に使用することが可能であるのは、依頼格付のみであり、その確認は金融機関が格付機関又は債務者に対して行うこととなっているが、この確認過程においても透明性を確保する見地から各金融機関は、その確認結果を公表すべきである。	自己資本比率の計算を適切に行っていることについて、その詳細にわたるまで逐一金融機関が開示することは、金融機関の事務負担に照らしても容易ではないと考えられます。金融機関が開示すべき項目については、第3の柱で別途定めています。
3	第1条 第13号 (定義)	適格格付機関の選定においては、各国当局で相互認定するような運用を、検討して頂きたい。 また、標準的手法における格付とリスク・ウェイトの対応関係決定(マッピング)においても、同様の運用を検討して頂きたい。	わが国の規制においては、国内外の区別なく、格付機関がわが国の基準に照らして適格であれば、適格格付機関として選定されることを何ら排除するものではありません。従って、適格格付機関については先に公表した選定の手続きに則り、わが国当局が選定することが適当であると考えています。
4	第1条 第36号 ホ (定義)  第59条 (外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー)	海外のソブリンの対象先について民間サイドが個別に海外当局等に確認するのではなく、貴庁より民間サイドに開示して頂く事を検討願いたい。	自己資本比率は金融機関の責任において計算されるべきものであり、海外の債務者が海外当局の定めるソブリンの対象先に該当するかどうかは、各金融機関が債務者の信用リスクの把握を行う際に確認して頂くことが適当と考えられます。
5	第1条 第48号 (定義)	「なお、標準的手法については、但書きの適用はありません。」(17年3月31日公表別紙5(内部格付手法)項番38)とあるが、これは、「標準的手法においては、特定貸付債権に該当するエクスポージャーであっても、優先劣後の関係にある二以上に階層化されていれ	バーゼルⅡの標準的手法においては、そもそも特定貸付債権の定義が存在しないことから標準的手法においては「原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引」が証券化取

		<p>ば、標準的手法においては、証券化取引とみなす。」ということか。</p> <p>ある同一のエクスポージャーについて、標準的手法又は内部格付手法を適用するかにより、特定貸付債権と分類されたり、証券化取引と分類されたりすることは、資産の分類に一貫性を欠くことになると考える。</p>	<p>引の定義になります。</p> <p>なお、内部格付手法であれば特定貸付債権に該当するエクスポージャーの標準的手法における取扱いについては、証券化取引の定義等に照らして判断することになりますが、具体的な判断基準については、その必要性も含め、今後検討していく予定です。</p>
6	第49条 (非依頼格付の使用禁止)	<p>非依頼格付の使用禁止に対する例外規定にわが国の地方公共団体を追加して頂きたい。</p>	<p>標準的手法においては、地方公共団体自体の外部格付を使用する枠組みにはなっておりません。具体的には、わが国の地方公共団体向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、円建てで調達された円建てのものについては0%、円建てで調達された円建てのもの以外については日本国政府の格付（又はカントリー・リスク・スコア）により定められることになっています。（この場合の「日本国政府の格付」は、非依頼格付でも構いません）。</p>
7	第49条 (非依頼格付の使用禁止)  第53条 (複数の格付がある場合のリスク・ウェイト)	<p>中央政府に付与されたものを除き複数の格付機関の格付を使用しており、そのうち一部の格付について依頼格付の確認ができた場合、以下の取扱いでよいか。</p> <p>①依頼格付の確認できた格付が1つの場合は当該格付を用いる。</p> <p>②依頼格付の確認できた格付が複数あり、リスク・ウェイトが異なるときは、確認できた格付のうち、最も小さいリスク・ウェイトから数えて2番目に小さいリスク・ウェイトを用いる。</p>	<p>御指摘のとおりです。ただし、高いリスク・ウェイトに対応する格付について、意図的に依頼・非依頼の確認を怠るなど、信用リスク・アセットの額を恣意的に小さくすることは認められません。</p> <p>なお、②の「最も小さいリスク・ウェイトから数えて2番目に小さいリスク・ウェイト」については、項番14を参照してください。</p>
8	第49条 (非依頼格付の使用禁止)	<p>非依頼格付の使用禁止には「非依頼格付が、債務者に対して格付を依頼するような圧力をかける手段として利用される可能性を防ぐため」(17年3月31日公表 別紙3(標準的手法) 項番8)との理由が付されているが、当該禁止は市場の健全性を毀損する虞もあり、使用の可否につき再検討すべきと思われる。</p>	<p>自己資本比率規制は、金融機関が内部管理上非依頼格付を利用することを含め、自己資本比率規制以外での非依頼格付の利用まで禁止するものではありません。市場において投資家等が非依頼格付を利用することと、自己資本比率規制において非依頼格付の使用を禁止することとは異なるものと考えます。</p>
9	第49条 (非依頼格付の使用禁止)	<p>金融庁は、格付機関が企業に格付を依頼するよう圧力をかける手段として非依頼格付を利用する可能性が懸念されるとして、標準的手法採用行が非依頼格付を利用することを禁じる方針であることが再度示された。しかし、格付機関が非依頼格付をそのような形で利用する可能性を規制当局が懸念する必要はないと考えている。</p>	<p>前回のパブリック・コメントへの回答のとおり、バーゼルⅡの原則によれば、「格付機関が企業に依頼格付を取得するよう圧力をかけるために非依頼格付を利用する可能性がある」とされているため、非依頼格付の使用を認めないことが適当と考えています。</p>

10	第 49 条 (非依頼 格付の使 用禁止)	格付機関または企業が依頼に基づくと確認した格付のみが標準的手法で用いられるとなれば、金融機関は、他の格付よりも高いリスク・ウェイトを要求する格付について、依頼の存在を確認する手続きをあえて採らないことで規制のあいまいさを逆に利用しようとする動機を持つ可能性がある。	依頼・非依頼の区別は、自己資本比率規制において当該格付が（依頼格付であるとして）参照可能か否かを判定するために当然必要な作業であり、本規定は、金融機関が依頼・非依頼の確認を怠ることを許容するものではありません。また、見直し後規制案第 50 条において、「信用リスク・アセットの額を意図的に小さくすること」を禁止しており、依頼・非依頼の確認を意図的に回避することは、そうした観点からも問題になり得ると考えられます。なお、証券監督者国際機構（IOSCO）の「信用格付機関の基本的行動規範」においては、「発行体の要請により開始されたものでない格付については、その旨が明らかにされるべきである」とされています。
11	第 49 条 (非依頼 格付の使 用禁止)	格付機関又は企業に依頼に基づくと確認した格付のみが標準的手法で用いられることになれば、企業は、他の格付よりも高いリスク・ウェイトを要求する格付については依頼格付であることを表明しないという動機を持つ可能性がある。	金融機関は、企業の格付が依頼格付・非依頼格付であるかの確認が不確実な場合は、格付機関へ照会することが考えられます。なお、証券監督者国際機構（IOSCO）の「信用格付機関の基本的行動規範」においては、「発行体の要請により開始されたものでない格付については、その旨が明らかにされるべきである」とされています。
12	第 49 条 (非依頼 格付の使 用禁止)	企業と銀行がいわゆる「レーティング・ショッピング」を始めてしまうことになれば、外部格付機関には、格付依頼を取るために格付の質を犠牲にする圧力が高まり、日本における健全な信用文化と市場の透明性が損なわれることになりかねない。非依頼格付は、市場における望ましからぬレギュラトリー・アービトラージに対する防波堤として機能し、市場の透明性、規律に寄与するものであるが、金融庁の案では、非依頼格付の持つこうした価値が適切に考慮されていない。	自己資本比率規制は金融機関が内部管理上非依頼格付を利用することを含め、自己資本比率規制以外での非依頼格付の利用まで禁止するものではありません。市場において投資家等が非依頼格付を利用することと、自己資本比率規制において非依頼格付の使用を禁止することは異なるものと考えます。また、御指摘のレーティング・ショッピングの概念が必ずしも明確ではありませんが、格付機関は「独立性の基準」により「格付機関が格付を付与する対象者の評価に不当に影響を与えうるいかなる圧力からも自由」であることが求められていることから、仮にも適格格付機関が格付の依頼を取るために格付の質が犠牲になる場合には、「独立性の基準」に照らして問題が生じると考えられる他、そのような格付機関は「信頼性の基準」に照らしても問題になり得ると考えられます。

13	第 49 条 (非依頼格付の使用禁止)	非依頼格付か依頼格付か区別ができない場合については、「格付機関または債務者に確認すること等により依頼格付であると確認できた格付に限り標準的手法における信用リスクの計算に使用することが可能」(17年3月31日公表 別紙3(標準的手法)項番20.②)との回答を頂いたが、依頼・非依頼の区別を明示していない格付機関は多く、実務的負担も少なくないと考える。非依頼格付禁止の趣旨は理解したが、使用禁止の対象となるものは明示的に非依頼格付と公表されているものに限る等、実務的問題についても勘案頂けるよう要望する。	前回のパブリック・コメントへの回答のとおり、各金融機関が格付機関又は債務者に確認すること等により依頼格付であると確認できた格付に限り標準的手法における信用リスクの計算に使用することが可能となります。
14	第 53 条 (複数の格付がある場合のリスク・ウェイト)	2 番目に小さなリスク・ウェイトは、以下の矛盾が生じるため、3 つの格付機関の格付があり、それぞれ対応するリスク・ウェイトが 20%、20%、50%の場合においては、1 番目に小さなリスク・ウェイトは 20%、2 番目は 20%、3 番目は 50%とすべきである。  矛盾の例：(見直し後規制案によると)3 つの格付機関の格付があり、それぞれに対応するリスク・ウェイトが 20%、20%、100%であれば、リスク・ウェイトは 100%が適用されるが、一部の格付機関が格付を下げたことに伴い 20%、50%、100%となった場合には、リスク・ウェイトは 50%を適用することとなり、格付が低下したことによりリスク・ウェイトが軽減する。	バーゼルⅡの規定においては、保有するエクスポージャーについて、適格格付機関によって異なる格付が複数付与されていた場合には、保守性の観点から最も小さいリスク・ウェイトから数えて 2 番目に当たるリスク・ウェイトを用いることとされており、3 月 31 日に公表しました見直し後規制案についても、そのように規定しています。(見直し後規制案第 53 条) しかし、御指摘のとおり当該 53 条は、格付が格下げ(格上げ)になった場合においてリスク・ウェイトが軽減(増加)するといった矛盾が生じ得ることから、同一のリスク・ウェイトとなった複数の格付を 1 つにまとめて取扱わずに、それぞれの格付を考慮に入れるべきである(例：3 つの格付機関の格付があり、それぞれ対応するリスク・ウェイトが 20%、20%、50%であれば、1 番目は 20%、2 番目は 20%、3 番目は 50%とすべき)との御意見を頂いたこと及び諸外国における取扱いも踏まえ、見直し後規制案を修正する方向で検討致します。
15	第 54 条 (信用リスクの評価の対象が異なる格付の取扱い)	信用リスクの評価の対象が異なるものとして、1号・2号の事例が挙げられているが、これらに該当した場合でも、リスク・アセットの額が過小に評価される虞がなければ、当該格付を用いることが認められるという解釈でよいか。	1号・2号に該当する場合は当該格付を使用することはできません。
16	第 56 条 (中央政府及び中央銀行向けのエクスポージ)	「外国向け債権については格付機関の格付に従うことが適当」(17年3月31日公表 別紙3(標準的手法)項番29)とあるが、これは他国がいわゆる裁量国であると宣言したとしてもそれを考慮しないということか。	御指摘のとおりです。

	ヤー)		
17	第 62 条 (地方三 公社向け エクスポ ージャー )	一部の地方三公社の特定調停等の動向はあくまで地方三公社全体の制度的な枠組みに起因するものではない。20%とされている地方三公社向けの円建てエクスポージャーのリスク・ウェイトについて、現行どおり 10%となるよう再度検討して頂きたい。	前回のパブリック・コメントへの回答のとおり、地方三公社については、近年、特定調停による債務削減など元利償還が困難となる事例が複数生じている一方で、地方公共団体等からの出資を受け、かつ予算・決算等についても、法律の定めるところにより、地方公共団体の承認等が必要とされていることから、一律 20%のリスク・ウェイトとすることが適当であると考えられます。
18	第 64 条 (証券会 社向けエ クスポー ジャー)	見直し後規制案第 64 条の対象となる証券持株会社については、金融機関(金融持株会社を含む)や証券会社と同様に、金融庁ホームページにおける「免許・登録を受けている業者一覧」に公表されるという理解で差し支えないか。	わが国の証券持株会社は、当局の登録を受けておらずバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受けていないことから見直し後規制案第 64 条の適用対象とはなりません。従って、現時点では、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける外国の証券持株会社があれば、見直し後規制案第 64 条の適用対象となります。
19	第 68 条 (中小企 業向けエ クスポー ジャー及 び個人向 けエク スポー ジャーに 係る特 例)	「抵当権付住宅ローンに該当するものを除く」との記載が削除されているが、「1 億円以下であること」「0.2%を超えないこと」の判定の際に抵当権付住宅ローンを控除してよいのか。	抵当権付住宅ローンについては、一定の条件の下、35%のリスク・ウェイトが別途付与されることとなっており、中小企業及び個人向けエクスポージャーに係る特例の適用可否を判定するにあたっては、抵当権付住宅ローンを控除して考えることとなります。
20	第 69 条 第 1 項 第 3 号 (抵当権 付住宅ロ ーン)  第 70 条 (不動産 取得等事 業向けエ クスポー ジャー)	「返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入」の「その他の収入」とは、当該住宅からの賃料以外の収入(例えば敷金、礼金)と理解して差し支えないか。	例にある敷金は収入には当たらないと考えますが、それ以外で当該住宅から得られる賃料以外の収入があればそれを含めて差し支えありません。
21	第 70 条 (不動産	見直し後規制案第 1 条第 2 号但書き(「ただし、特定貸付債権に分類されるものを除く。」)に	証券化取引の定義において、不動産取得等事業向けエクスポージャーのみを特別に取扱うこ

	取得等事業向けエクスポージャー)	「不動産取得等事業向けエクスポージャー」(見直し後規制案第 70 条)も例外として加えることを要望する。	とは考えていません。(標準的手法における証券化取引の定義については項番 5 を参照してください。)なお、標準的手法の「不動産取得等事業向けエクスポージャー」が、内部格付手法において全て「特定貸付債権」に包含されるものではないことに御留意ください。
22	第 71 条 (延滞エクスポージャー)  第 72 条 (抵当権付住宅ローンに係る延滞エクスポージャー)	延滞エクスポージャーのリスク・アセット計算において、抵当権付住宅ローンとその他のエクスポージャーが同一の債務者に供与されている場合、引当率をどのように計算するのか。 例えば、個別貸倒引当金をエクスポージャー残高にて比例配分する、あるいは、配分が困難な場合は、高い 150%のリスク・ウェイトを一律採用するなどの保守的な方法が許容されるのか。	御指摘の点については、抵当権が付与されている住宅の担保処分可能見込み額が、抵当権付住宅ローンの保全に用いられることを前提として引当金を按分することが一案と考えられますが、計算の事務負担とリスク・ウェイトが恣意的に軽くなならないことに留意しつつ、御指摘の案の妥当性も含め、今後解釈集等において明確化する予定です。
23	第 71 条 (延滞エクスポージャー)	要管理債権に付随する一般貸引金も個別貸引金相当であるとみなした方がデフォルトの定義とも整合し、より保守的であると考え。この際、当然ながら、補完的項目に含まれる一般貸引金からは控除されるべきである。	1つの考え方としては、御指摘のような取扱いもあり得ると思いますが、わが国の会計基準において、要管理債権に対する引当金は「一般貸倒引当金」とされているところであり、現在の見直し後規制案における取扱いの方が、わが国の会計制度も踏まえた引当の実務と整合的であると考えています。なお、同手法において、一般貸倒引当金は(一定の上限付きで)補完的項目への算入が認められています。
24	第 77 条 (右記以外のエクスポージャー)	金融機関の店舗等の土地のリスク・ウェイトは 100%を適用されることとなっているが、リスク・ウェイトを例えば 50%とする等に引き下げて頂きたい。	金融機関の保有不動産についても将来の価値変動リスクがある以上、他のその他資産と比べて特段異なるリスク・ウェイトの取扱いを行う理由はないと考えます。
25	第 77 条 (右記以外のエクスポージャー)	不動産投資信託(REIT)のリスク・ウェイトは株式と同じ取扱い、REITへの貸し付け、投資法人債は法人等向けエクスポージャーとして取扱う方が良いと考える。	標準的手法における優先劣後構造のある REIT のリスク・ウェイトについては、標準的手法において特定貸付債権の概念はないこと及び証券化取引の定義も踏まえて、今後解釈集等で明確化する予定です。
26	(適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	金融庁が各格付機関の格付をリスク・ウェイト区分へマッピングするためのテーブルを定める際には、さまざまな格付機関が公表するデフォルト率を比較するのみではなく、格付スプリット(同一の企業に対して異なる格付機関が付与した格付の格差)のデータにも注目することが望ましい。	マッピングに際しては、デフォルト率(定量的な基準)に加え、定性的な要因を含むその他の要因を踏まえて行うこととしており、格付スプリットの取扱いについても、今後よく検討していきたいと考えています。
27	(適格格)	①信用リスクの標準的手法における適格格付	①決定・選定過程については、今秋を目処に格

	付機関の格付の信用リスク区分への対応)	<p>機関の選定、各格付機関の格付の信用リスク区分への対応（以下マッピング）については、予め、決定までの手続きおよび詳細な評価基準を公表すべきである。また、結果の公表に際しては決定過程の詳細、決定に至った理由、その他考慮した諸要因を全て一般に開示することで第三者による検証を可能とし、より高い透明性を確保すべきである。</p> <p>②係る適格格付機関の選定、マッピングの決定、対応関係の見直しに関する透明性を確保するための手段は、基本的には規制本編に盛り込むべきであり、別紙とすべきでない。</p>	<p>付機関及び金融機関等の格付の利用者からヒアリングを行うとともに、遅くとも 2006 年 3 月末までに選定及びマッピングの結果を公表したいと考えています。また、適格格付機関の選定及びマッピングにおいては、「バーゼルⅡにおいて利用可能な格付機関の選定について」に照らして適切に行っていきたいと考えています。</p> <p>②規制素案第 44 条は、標準的手法及び証券化エクスポージャーにおいて格付機関の格付をリスク・ウェイト算出に利用できるよう、金融庁長官が一定の基準を満たす格付機関を適格格付機関として選定するための規定であり、同第 45 条は、金融庁長官が標準的手法における格付とリスク・ウェイトの対応関係を決定するための規定です。</p> <p>このように当該規定は、自己資本比率を適切に計算する段階において、銀行自身が直接的に用いるものでは必ずしもなく、むしろ監督当局が使用するものであることから、見直し後規制案においては、告示部分には含めず、それとは別に公表することと致しました。</p>
28	(適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応)	<p>①マッピングを行う際の定量的な基準の基礎となるデフォルト率の算出に関しては、各適格格付機関は、デフォルトの定義、デフォルト率の計算方法を予め公開するとともに、デフォルト率の実績を別紙 12. II. 2. (1) (2) (3) に示されている基準レベル、モニタリング・レベル、トリガー・レベルごとに、そこで指定された方法に即して公表することを義務付けるべきである。</p> <p>②定量的な基準におけるデフォルトの定義に関してはパブリック・コメントへの回答（17 年 3 月 31 日公表 別紙 3 (標準的手法) 項番 10) を受けて、債権放棄やリストラ目的の債務の株式化を含めることを明確にすべきである。</p>	<p>①デフォルトの定義やデフォルト率について公開していることは「情報開示の基準」において求められていますが、これにはデフォルト率の計算方法や基準レベル、モニタリング・レベル、トリガー・レベルごとのデフォルト率の公開も含まれます。</p> <p>②御指摘にある前回のパブリック・コメントへの回答のとおり、債権放棄やリストラ目的の債務の株式化を含めることが望ましいと考えますが、デフォルトの定義自体は個々の格付機関が行うことを前提に、上記のような「情報開示の基準」を求めているものであり、今のところ、義務化することまでは考えていません。</p>